

国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学研究センターと
国立大学法人東京大学物性研究所との
物質科学の研究推進に関わる連携協力協定

国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学物性研究所（以下「乙」という。）は、両機関の連携協力を推進し、原子炉中性子源や大強度パルス中性子源を利用した物質科学の発展に寄与するために、以下のとおり連携協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

1. 甲及び乙は、原子炉中性子源や大強度パルス中性子源を利用した広範な物質構造科学の発展を期して、互恵の精神に基づき、相互の研究開発能力及び人材並びに共同利用システム等を活かした緊密な連携を構築するために、次の各号に定める連携協力を推進する。
 - (1) 共同研究等の研究協力
 - (2) 人材交流
 - (3) 人材育成
 - (4) 研究施設・設備の相互利用
 - (5) その他本協定の目的を達成するために、両大学が必要と合意した協力
2. 甲及び乙は、いばらき量子ビーム研究センターにおいて中性子ビーム利用に関連する物質科学の推進に関し、緊密な協力関係を構築する。
3. 甲及び乙は、原子炉中性子源や大強度パルス中性子源を利用した物質構造研究を発展させるため、新しいサイエンスや技術の創成、共有をめざした共同研究を推進する。
4. 本協定の有効期間は、平成 27 年 4 月 1 日より 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 30 日前までに、甲又は乙から特段の申し出がないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。
5. 本協定の締結後、内容を見直す必要が生じた場合は、いずれか一方の申し出に基づき、甲及び乙の合意の下に本協定を改訂することができる。

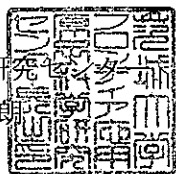
附則

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 27 年 3 月 26 日

甲

国立大学法人 茨城大学
フロンティア応用原子科学研究
センター長 田中 伊知朗



乙

国立大学法人 東京大学
物性研究所
所長 瀧川

